

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道東松山越生線
供用開始の区間	東松山市大字葛袋字矢掛七〇七番一地先から同市大字葛袋字矢掛五〇二番一地先まで
供用開始の期日	平成二十八年二月五日
備考	延長二〇三・八九メートル